

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康福祉部社会福祉課
委 託 業 務 番 号	令和2年度長社福第40号
委 託 業 務 名 称	多機関の協働による包括的支援体制構築事業
委 託 業 務 場 所	長浜市
業 務 の 概 要	<p>下記の取組みにより、現状では適切なサービスを受けることができない様々な対象者を捉え、いわゆる「たらい回し」といった事態が生じないよう、包括的に受け止める総合的な相談支援体制の構築を図る。</p> <p>(1)相談支援包括化推進員及び地域連携推進員の配置 (2)相談者に対する支援の実施 (3)相談支援包括化ネットワークの構築 (4)個別支援連携会議の開催 (5)支援者支援会議及び相談支援包括化推進会議への参加及び協力 (6)新たな社会資源の創出</p>
履 行 期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
契 約 年 月 日	令和2年4月1日
契 約 額 (税 込)	15,000,000円
契 約 の 相 手 方	<p>[所在地又は住所] 長浜市湖北町速水2745番地</p> <p>[商号又は名称] 社会福祉法人長浜市社会福祉協議会</p>
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>長浜市社会福祉協議会においては、当市の地域福祉計画と理念を共有する「地域福祉活動計画」を策定し、地域ごとにコーディネーターを配置して福祉のまちづくりを推進している。また、生活福祉資金の貸付についての相談や権利擁護事業等も行い、地域住民に対する相談支援を行ってきた実績もある。</p> <p>以上のことから、「地域力強化推進事業」と「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」を委託し、両事業を連携させつつ進めていくための最もふさわしい相手方として、長浜市社会福祉協議会を選定した。</p>
根 拠 規 定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>